

第五編 失業問題

概説

本年を通じての財界は、經濟一斑の條に於て詳しく述すが如く、昨年と同様否な之にも増して不況であつた。生産界の斯る不況は失業の直接の原因である。工場の閉鎖又は大規模の解雇は頻々として行はれ、就中機械工業等の大仕掛の工場に於て其の甚だしきを見る。之に加ふるにワシントン會議による海軍々備縮少の結果として海軍工廠及び造兵廠等に於て極めて多數の職工が解雇されることとなつた。之は又同時に一般民間の造船所、鐵工所等に影響するところ大なるものがあつた。

陸軍の軍備制限に依る職工解雇の噂は砲兵工廠其他陸軍關係の數萬の職工を失業の不安に曝したのであるが、今年中には實現を見ず不安の中に年を送ることとなつた。一般的不景氣に促されて、如何なる種類

の労働者の中にも斯く失業の不安が支配してゐたので、之が對抗策として種々な運動が起らざるを得なかつた。労働爭議に於て解雇手當其他之に關する事項が多く問題とされたことは本篇に於て多くを言ふ必要はないが、之を外にしても或は労働組合の決議により、或は示威運動により、或は又失業者大會によつて、種々な形式により種々な失業緩和の方法が講じられた。

斯く漸く深刻化しつゝある失業問題に面接して、政府其他によつて實行された失業施設は如何なる有様であつたかと見るに、遺憾ながら甚だ貧弱だと言ふの外ない。失業問題に對して所謂調査會、打合會、協議會であつて、其の結果、工場の閉鎖、事業の縮少相次いで行はれ、加ふるにワシントン會議による海軍々備縮少は大規模に行はれてゐる海軍工廠及び造兵廠併びに造船界に縮少の機會を與ふるに至つた。斯くて多數職工の解雇を見るに至り、本年度の労働市況に著しい變動を與ふるに至つたのである。

されることなくして止んだ。たゞ海軍職工 本年頭初に於て海軍々備縮少の聲が、勞

解雇に際しての手當は一般の例に比して稍厚かつた。個人的施設として鐘ヶ淵紡績會社が僅少の金を以て失業基金なるものを作つたが、勿論本年中には何等の活動もしなかつた。それが我國最初の試みであると云ふことだけは記して置いてよからう。

要するに本年は昨年にも増して労働者に取つては苦しい一年であつた。常に生活の不安に脅やかされた一年であつたことは疑を容れない事實である。

第一 失業狀況

効界に反響して、不安の状態が到る處に普くなつた時分には、海軍當局は「海軍からは断じて失業者は出さない」と聲言し、職工募集をせねばならぬ位であると云つてゐたのである。然るに經濟界の事實は失業の聲明に裏切つて三月に入り四月に及んで、漸く失業の脅威を示すに至つた。而して已に早く各地の造船業者の間に事業緊縮の聲起り、「三十五萬の失業者を見ん」と云ふやうな聲まで起つたのである。斯くて此の形勢は月を重ねるに従つて漸く強められ行き、後半期に入りては「失業激増」の文字が各新聞紙上に現はるゝことに成つたのである。而して遂に十月に入つては海軍工廠及び造兵工廠は二回に涉つて五千六百餘名の解雇者を生ずるに至つた。

一 工業に於る失業状況

今、農商務省工場課の統計によつて、職工移動の状況を觀察せんに、

1 解雇雇入職工數比較表

	大正十年		大正十年		大正十一	
	上半期	下半期	上半期	下半期	年上半期	
解雇	三三、〇五	四八、三三	四七、三七	五九、六九	五九、六九	
雇入	五九、六九	四四、八三	六四、二六	四、五九	四、五九	
解雇超過	▲二七、六〇	四、五九	▲一八、八〇	▲一八、八〇	▲一八、八〇	
▲雇入超過						
解雇雇入職工數比較表						
大正十年	大正十年	大正十一	大正十年	大正十年	大正十一	
上半期	下半期	年上半期	上半期	下半期	年上半期	
染織工場	▲一金、六四	天、四三	▲一五、三七	解雇	（男）	
機械器具工場	一七、八六	八、六七	六、三七	（女）	（男）	
化學工場	六、二七	▲八、八〇	三、三七	二五、五〇	二五、五〇	
飲食物工場	▲一、五九	▲一、五九	二、七九	二六、二四	二六、二四	
特別工場	二、八六	一、五九	一、五九	三四、九三	三四、九三	
計	四、五九	一、五九	一、五九	五九、九三	五九、九三	
▲二七、六〇						

大正十一年度上半期に於ては雇入超過實に十八萬六千八百八十名を算してゐる。然しながらそれと同時に此の期の解雇者が前年の中半年期の何れに比しても著しく増加してゐることを見逃がす譯には行かぬのである。

然るに之れを工場種別に就いて觀察する時は、

2 各種工場別に依る職工解雇雇入超過數比較表

(▲ハ雇入超過)

即ち染織工場を除く時は、大正十一年度上半期に於ては實に八千四百四十七名の解雇者を見たのである。而して染織工場に於ける雇入超過の現象は大正十一年上半期に於ける紡績業の一時的好況の結果と看做しえるのである。然るに機械器具工場及び特別工場に於ては大正十年上半期以降絶えず解雇者の超過をみると、我國經濟界の情勢及び我國勞働運動の傾向の上に著しき變化の生じてゐることを語るものではあるまい。

更らに之を男女別について觀察せんに、

3 解雇雇入職工男女別比較表

大正十年 大正十年 大正十一
上半期 下半期 年上半期

	大正十年	大正十年	大正十一	
	上半期	下半期	年上半期	
解雇	（男）	（女）	（男）	
（女）	（男）	（女）	（男）	
雇入	（男）	（女）	（男）	
（女）	（男）	（女）	（男）	
解雇超過	（男）	（女）	（男）	
（女）	（男）	（女）	（男）	
▲雇入超過	（男）	（女）	（男）	
（女）	（男）	（女）	（男）	

大正十一年度上半期にあつては、男女工共に雇入超過を示し居れるが、男工は女工に比して遙かに少なき雇入超過を現はして

る。殊に男工の解雇数が、女工のそれが増減常なきと異となり、半期毎に漸く其の數を増加し行くことは最も注目すべき點であると云はねばならぬ。今、男工のみに就いて、各種工業に於ける移動状態を觀察するに、

4 各種工場種別に依る男職工解雇
雇入超過數比較表

(▲は雇入超過)

	大正十年 上半期	大正十年 下半期	大正十一 年上半期
染織工場	▲三〇九	▲四五三	▲三三四
機械器具工場	二六、九七	八、五二	七、五五
化學工場	三、八五	▲四、六六	三六
飲食物工場	一、七二	▲五、二二	四、五六
雜工場	九箇	▲二、五九	二、九三
特別工場	二、七〇	二五	七元
計	五、六一	▲八、五五	▲二、〇三

らうか。

即ち染織工場を除ける他の工場に於ては、大正十一年上半期は雜工場以外に於て、何れも男職工の解雇数が雇入數に超過するを見るのである。而して殊に其の著しきを機械器具工場に發見するであらう。然るに更に特殊なる状態に於ける染織工場を除き、他種の工場に就きて、其の男女職工

の解雇及び雇入の状況を比較せんに、

5 大正十一年工場種別に依る男女解雇雇入超過數比較表

(▲は雇入超過)

	機械器具工場 化學工場	男工	女工
機械器具工場	七、五四六	▲一、二〇三	二、九七九
飲食物工場	四、五七八	▲一、八六九	一、八五七
雜工場	三七八	▲二、九二〇	一、八五七
特別工場	七二九	八六	八六

を語る一表現ではあるまいか。

斯くの如くにして大正十一年度の下半期は、更に軍縮による官業労働者の大解雇を以としてゐる。大正十一年は之を「失業の年」とあると爲すことが出来るであらう。此等の現象は果して何物を語るのであらうか。

假令工場勞働者全體の數よりすれば、大正十一年上半期は雇入數の遙かに解雇數に超過するものありと雖、之を工業種別に依つて觀察し來る時は、染織工場が其の期の一時的好況によつて比較的多數の勞働者、殊に婦人勞働者を雇入れたることはありとするも、他種の工業、殊に工業勞働者の「失業」の事實の前に戰慄し狼狽した年であつた。

二 鐵業に於る失業狀況

以上は工業勞働者の一般的概況である。しかも工場法適用工場に於ける勞働者失業

の一斑である。今、之に礦業に從事せる勞働者、交通業の労働者を考へ来る時は、どを窺つて見ようと思ふ。

1 福岡礦務署管内礦夫移動表

月別	届出數	雇入數		雇入數	
		男	女	男	女
十一年十二月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
十一年一月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
二月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
三月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
四月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
五月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
六月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
七月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
八月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
九月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
十月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
十一月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
十二月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九

月別	届出數	雇入數	雇入數	雇入數	雇入數
十一年十二月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
十一年一月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
二月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
三月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
四月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
五月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
六月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
七月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
八月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
九月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
十月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
十一月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
十二月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九

2 東京礦務署管内礦夫移動表

月別	届出數	雇入數		雇入數	
		男	女	男	女
十一年十二月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
十一年一月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
二月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
三月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
四月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
五月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
六月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
七月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
八月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
九月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
十月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
十一月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
十二月	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九

右二表を基として更に次の一表を得る。

3 福岡鑛務署管内鑛夫解雇雇入數
比較表
(大正十一年一月乃至九月)

	男	女	計
解雇	一六、三五	九、五五	二六、三零
雇入	一〇、九四	九、〇九	二〇、〇三
解雇超過	五、三二	九三	六、二四

4 東京鑛務署管内鑛夫解雇雇入比
較表

(大正十一年一月乃至七月)

更に之に交通業勞働者を考察し来る時は、失業の事實は大正十一年の我國勞働界を搖り動かした大きな問題であつたと云ひ得るのである。

全國に涉つて解雇の事實が表はれたのであるが、其の中につつて、特に急激なる解雇の事實が社會の視聽を引き我々の觀察に入つた著しいものを各業態別に就いて列記すれば左の如くである。

即ち福岡鑛務署管内にては九ヶ月間に六千二百四十七人の解雇超過を示し、東京鑛務署管内にては七ヶ月間に一千百四十二人の解雇超過を示してゐる。而して七月末に於る兩鑛務署管内鑛夫の現在數を見る時は、

5 福岡東京兩鑛務署管内鑛夫增減
表

	a 染織業	b 機械工業	c 化學工業	d 飲食物工業	e 雜工業
東京麻絲沼津工場の解雇(五、八月)、足利紡績					
足利工場の解雇(十月)、大阪關西紡績廣島支					
店の閉鎖(十一月)、大阪大福紡績の閉鎖(十					
二月)					

a 染織業
東京麻絲沼津工場の解雇(五、八月)、足利紡績
足利工場の解雇(十月)、大阪關西紡績廣島支
店の閉鎖(十一月)、大阪大福紡績の閉鎖(十
二月)

b 機械工業
尼崎製糖工場の解雇(四月)、鶴見日英醸造の
解雇(十月)

c 化學工業
大阪東洋製紙の解雇(一月)、大阪日本染料の
解雇(二月)、リバーブラザー大庄村工場の解
雇(二月)、明石市郡部に於る護謨工場の解雇
(四月)、大阪攝津製油の解雇(五月)、日出護
謨の閉鎖(六月)、神戸兵庫堀田ラバーアル
工作所の解雇(六月)、横濱東亞ガラスの閉鎖(六月)
信樂陶器の失業(六、七、十月)、横濱魚油の解
雇(七月)、兵庫縣相生町極東硝子の解雇(七
月)、横濱亞鉛鍍金の解雇(七月)、東京亞鉛鍍
金の解雇(十一月)、尼崎中山亞鉛工業所の解
雇(十二月)

d 飲食物工業
草灣製糖會社の解雇(五月)、鶴見日英醸造の
解雇(十月)

e 雜工業
尼崎製糖工場の解雇(四月)、奈良縣高木氏經

福岡 東京

大正十年十二月末	一九七、三八六	三三、七七一
大正十一年七月末	一九〇、四〇七	二四、五五三
七ヶ月間ニ於ル減少數	六、八九	一、二八
減少率	三・四九%	四・五九%

七ヶ月間於ける減少數八、〇六三人を示し、減少率約四・〇乃至五・〇%を示してゐる。

月)、播磨造船所の解雇(二、七月)、大阪小野造船所の解雇(二、三月)、横濱船渠會社の解雇(三、五月)、鶴見淺野造船所の閉鎖(四、五月)、大阪砲兵工廠の解雇(五月)、東京砲兵工廠の解雇(五月)、東京石川島造船所の解雇(五月)、神戸三菱造船所の解雇(五月)、横濱渡邊鐵工所の閉鎖(六月)、大阪鐵工所の解雇(七月)、帝國紡織機械大津工場の解雇(七月)、大阪久保田鐵工所の解雇(七月)、大阪機械工作所の解雇(九月)、東京大島製鋼所の解雇(十月)、東京澁谷朝日建築鑄物工場の解雇(十月)、海軍工廠及造兵廠の解雇(十月)、日本電線株式會社の解雇(十一月)

管製材工場の解雇(七月)

特別工業

住友四阪島製錬所の解雇(十年十二月)、八幡
雇鐵所の解雇(一、四、六月)、大阪電燈の解雇
(三月)、三菱鑛業伏見伸銅所の解雇(四月)、
豊橋瓦斯の解雇(五月)、室蘭日本製鋼所の解
雇(五月)、廣島日本製鋼所の解雇(五、七月)、
福島藤田鑛業鑄鋼所の解雇(五月)、神戸製鋼
所の解雇(六月)、福島藤田伸銅所の閉鎖(六
月)、木曾所在電氣製鋼所福島工場の解雇(六
月)、住友伸銅所の解雇(六月)、諏訪電氣の解
雇(七月)、神奈川縣日東製鋼の解散(九月)、
東京電氣の解雇(九月)、大阪山中製錬所の解
雇(九月)、石川縣尾小屋鑛山の精錬工解雇(九
月)

(二) 鑛業

福島中島炭坑の解雇(一月)、福島岩瀬炭坑の
解雇(五月)、茨城縣下炭坑の解雇(五月)、福
島縣七福炭坑の閉鎖(七月)

(三) 交通業

大阪市電鐵部の解雇(四月)、日本郵船會社の
解雇(四月)、阪神間船員の失業(七月)、東京
京成電車の解雇(七月)、阪神電車の解雇(七
月)、宇都宮驛構内車夫の制限(十月)、東京市
電の解雇(十一月)

以上の中、特に注意すべき失業の事實を
叙述することにする。

(二) 鑛業

福島中島炭坑の解雇(一月)、福島岩瀬炭坑の
解雇(五月)、茨城縣下炭坑の解雇(五月)、福
島縣七福炭坑の閉鎖(七月)

(三) 交通業

大阪市電鐵部の解雇(四月)、日本郵船會社の
解雇(四月)、阪神間船員の失業(七月)、東京
京成電車の解雇(七月)、阪神電車の解雇(七
月)、宇都宮驛構内車夫の制限(十月)、東京市
電の解雇(十一月)

染織業

1

東京麻絲紡績株式會社沼津工場の解雇、

五月四日、事業縮少のため男工九〇人、女工一
二二人、計二一二人を解雇し、更に八月十四日
工場閉鎖と決して全部の職工一五三人（内男工
五二、女工一〇一）を解雇した。

2 足利紡績株式會社足利工場の解雇、事業
不振のため、十月二日、七〇名を解雇。

3 大阪關西紡績株式會社廣島工場の閉鎖と
解雇、事業不振のため從來屢々解雇を行ひつゝ
あつたが、遂に廣島工場をも十一月中に閉鎖す
ることとなり、二三四名の職工に對し同月廿三
日其旨發表した。

4 大阪大福紡績株式會社の閉鎖と解雇、大
阪市北區福島、事業不振の爲十二月八日無期休
業を發表し、同日全職工（女工八〇〇名、男工一
八〇名）、社員二一名、雇員二一名を集めて解雇
豫告を爲し、鮮人女工四〇名を即日解雇した。

5 小野造船所の解雇、大阪市西區中口町小
野鐵工造船所、二月廿一日、九十餘名解雇。（墨
に六十名解雇）、三月一日、鉄打工五十名解雇。

6 淺野造船所の閉鎖と解雇、神奈川縣鶴見
病院、配給所等一切の救濟設備をも撤廃すると
云ふので大いに職工を不安ならしめて居たが、
愈々工場を閉鎖することとなつて、四月廿八日
全職工千九百餘名の中一、七五四名を解雇し、五
月八日解雇職工に手當を支拂つた。

給する旨を述べて、之を獎勵した。續々辭職申
込者が現はれて、二月十八日までに許可した者
は二、七一三名に達し、同廿一日午前中までには
三、二〇五名に及んだ。茲に於て會社は、二十五
日限り特別手當の制度を廢する旨を聲明した。
——尙ほ二月末日までに減員した職工數は三、
七二九名で、其内三八六名は反則者として馘首
したもので、二月末現在職工數は一三、六三二
名である。
所工場は二月七日、造船界不況の爲め職工二百
名を解雇し、更に六月十三日事業縮少のため職
工百八十名解雇。
3 小野造船所の解雇、大阪市西區中口町小
野鐵工造船所、二月廿一日、九十餘名解雇。（墨
に六十名解雇）、三月一日、鉄打工五十名解雇。

4 淺野造船所の閉鎖と解雇、神奈川縣鶴見
病院、配給所等一切の救濟設備をも撤廃すると
云ふので大いに職工を不安ならしめて居たが、
愈々工場を閉鎖することとなつて、四月廿八日
全職工千九百餘名の中一、七五四名を解雇し、五
月八日解雇職工に手當を支拂つた。

b 官業工場

1 東京砲兵工廠の職工轉職 東京砲兵工廠にては、軍縮の影響に依り、小銃製造工四百名に對し（内女工二一五名は砲具へ、男工一八五名は兵器へ）四月一日よりそれゞゝ轉職すべき旨三月廿一日午後 時に申渡したが、仕事の性質の異なる爲め不平を懷く者非常に多く、一日午後次の三ヶ條を提議して全部承引され、一同轉職することとなつた。

一 現收入を轉職しても其儘となすこと

一 轉職しても勤め得られぬ場合は元職に返すこと

り問題が解決されるのではないので、當局は種々考慮の末漸く解雇手當、解雇人員及時日等を決定して、十月十日第一次の解雇（第二次第三次は軍人にも及び、來年度に亘る筈）を發表することになつたのである。
先づ陸海軍職工に支給する特別手當に關する陸海軍兩省の達は十月七日の勅令と共に公にされた。蓋し其勅令は、今回の軍備制限又は整理に依り解雇せらるゝ陸海軍職工には前例に據らずして特別手當を支給し得る旨を定めたのである。今此勅令に據つて定められた『陸海軍職工解僕特別手當』を示せば次の如くである。

一 転職して三ヶ年以内に解雇しないこと
2 海軍工廠及び造兵廠の解雇 軍縮の結果海軍工廠や造兵廠に於ては、爾來大いに緊縮方針を探り、本年に入つては、毎月退廠者の數は相當にあるけれども募集は一切之を見合はせることになつた。即ち所謂自然淘汰に依つて減員しつゝあつたことは、毎月末の給料支拂人員の減少に徵しても明かに知られるところであり、又一時に稍多數を解した例としては六月廿一日横須賀工廠に於ける三二九名の解雇、六月廿八日吳工廠に於ける一九八名の解雇（共に年齢満期職工）の如きがある。けれどもそれだけでも素よ

勤續年數	特別手當	給料	年
一年未滿	七五日分以内	甲	五年以上
一年以上	九〇同	乙	六年同
二年同	一二〇同	甲	七年同
三年同	一六五同	乙	九年まで
四年同	二一〇同	甲	十年同

（本表は大正十一年七月廿日以降大正十二年八月廿日に至る期間内に解僕される者に適用されるのである。表中「甲」とあるは、大正五年九月一日より同九年八月廿一日に至る期間内に職工として勤務したる期日一年以上、二年以上、三年以上又は四年以上の者に支給する手當で、「乙」とあるは同期間内に於て一年未滿、二年未滿、三年未滿三年未滿又は四年未滿職工として勤務したる者に支給する手當である。）
尙ほ勤續年數四十年を超ゆる時は四十年に留める。年齢五十五年以上の定年に達した者の手當額は勤續年限に十五日を掛け六日を加へたるもの支給する。自己の都合により退職願ひを出し解雇されたる者には支給しない。職工勤務中入營して退營後七日以内に再び職工となつた者は勤續者と

見做さる。工廠所在地より本籍地に歸郷する者には本人並に同居の妻に對し本籍地までの汽車汽船賃の實費を支給する。本籍地以外の地に轉居する者には本籍地までの旅費を限度として之を支給する。職工はなるべく各工廠並に其工廠内各部に轉業し能ふ者は轉業せしめ、それ等に對しては特別旅費赴任手當移轉料を支給する。尙ほ右の外海軍共濟組合よりの脱退教濟金五年以上十年未滿は各自拂込額を十年以上には百七十分を給するのである。

斯く解雇手當額が公にされて後、十月十日を以て各海軍工廠並に東京築地の造兵廠に於て、各々解雇人員を發表し、十月廿日限り解僱されることになった。其人員は次の通りであるが、其中横須賀、佐世保、舞鶴の各工廠の者は停年に達した老朽職工のみであつた。

吳工廠 四、三七人(男工三、三七、女工一、二〇)

佐世保工廠

二五人(男工二五、女工二三)

横須賀工廠

二五人(男工二五、女工二三)

舞鶴工廠

八人(男工七、女工一)

造兵廠

九三人(男工八元、女工二四)

合計 五、三八人

尙ほ其後に至り横須賀工廠に於ては十月十九日職工一一五人(内女工一人)を解僱した。吳海軍工廠にては、十月十日解雇豫告を受けたる職工中、後に廣支廠へ轉職の結果、豫告を

取消された者四九名、從つて十月廿日の退廠式に於て退廠せる者は三、九八八名。尙ほ其の退廠式當日更に二二九名に解雇を發表し、同廿日第二回退廠式を行つた。かくて此の兩回に涉る解雇合計は四、一六六名である。

佐世保海軍工廠にても十月十日發表の解雇者に對する退廠式と十月廿日に舉行したが、其の翌日六九名に對し第二回の解雇豫告を爲し、同月三十日第二回の退廠式を行つた。

舞鶴工廠にても第一回の解雇に次いで、第二回の解雇を爲した。第二回解雇數四五名(男工四一名、女工四名)

c 機械鐵工業

1 横濱渡邊鐵工所の閉鎖 現職工百五十名なるが、七月一日より閉鎖することとなつた。

2 大阪鐵工所の解雇 六月廿四日爭議中の強硬派一三〇名を解雇したが、右爭議の結果七

月十一日退職慰勞金の規定を公にした。右規定に依れば勤續一ヶ年未滿は日給十五日分以上二十日分以内。一年以上は右の上に一ヶ年に付十日分宛を追加し、六年以上は一ヶ年に付廿日分宛を遞増し、廿一年以上は卅日分宛に増すこととなつた。尙ほ共濟組合の規定に依り、右の外

には一年に付十日分宛を増して手當を支給することになつてゐる。最後に注意すべきは此條文に依つて退職手當を支給する場合には、會社が解雇豫告の義務を負はないことになつてゐることである。

斯く手當方法を公にした後、七月十二日六一六名の職工を解雇した。

3 帝國紡織機械製造株式會社大津工場の閉鎖と解雇 七月廿六日事業不振のため工場閉鎖と決し、全職工五十餘名に對し七月中の日給を支給して解雇した。

4 大阪久保田鐵工所の解雇 大阪南區北高岸町の久保田鐵工所に於ては七月廿八日、事業不振の故を以て職工九二名解雇。

5 朝日建築鑄物工場の解雇 東京府下澁谷、十月十七日三十名解雇。

化學工業

1 東洋製紙會社の解雇 大阪府西成郡豐崎町長柄、一月廿六日罷工職工全部三百名に解雇

通知をした。

2 横濱魚油株式會社の解雇 横濱市岡野町、事業の大縮少を宣言して七月一日工場を閉鎖し、職工を解雇した。

3 極東硝子會社の解雇 兵庫縣赤穂郡相生

町、事業縮少のため七月十四日、職工三百名中百名解雇。

4 横濱亞鉛鍍金株式會社の解雇 横濱市中村町、不況のため七月廿八日職工四十餘名を解雇。

5 東京亞鉛鍍金株式會社の解雇 東京府下沙町、十一月廿三日突然一二〇名解雇。

6 尼崎中山亞鉛工業所の解雇 事業不振のため十二月五日突然五〇名解雇。

雜工業

高木氏經營製材工場の解雇 奏良縣下北山村高木道之助氏經營、七月廿日頃職工千八百名中二六〇名解雇。

特別工業

1 西阪島精鍊所の解雇 住友別子鑛業所四阪島精鍊所、大正十年十二月十五日一百八一名解雇。但し約半數は別子鑛業場に轉勤せしめた。

2 八幡製鐵所の自然淘汰 昨年來職工の補充採用を中止した結果、職工を最も多數使用して居た大正九年十月の職工一七、二五五名、職夫六、九〇〇名、計二四、一五五名に比し、本年一月現在は職工一五、九一八名、職夫四、六〇〇

名、計二〇、五一八名で、三千六百名餘の減少である。

3 伏見伸銅所の解雇 三菱鑛業株式會社伏見伸銅所、三月三十日、事業短縮のため職工百四十一名中七十四名を解雇。

4 室蘭日本製鋼所の解雇 五月二十一日、軍縮の影響により職工八三八名解雇。(五月二十日、事務員三〇名解雇)

5 藤田鑛業會社鑄鋼所の解雇 福島縣河沼郡日橋村、五月廿九日、不況のため工場を閉鎖すべく全職工三百五十餘名六月十五日までに解雇の旨發表。

6 神戸製鋼所の解雇 神戸市脇濱、六月七、八日兩日に亘り職工百二十餘名、又七月一日重ねて七十名を解雇、解雇職工は手當等に關する要求を爲した。

7 電氣製鋼所福島工場の解雇 長野縣木曾福島町、六月廿日、事業縮少のため、職員職工百名の中殆ど全部解雇。

8 住友伸銅所の解雇 財界不況のため、住友伸銅所にては縮少することとなり、六月廿一

日尼崎工場に於ては先づ職工一二四名を解雇し三月十一日重線會議にて決定、三百名。理由、冗費節約。

9 日本製鋼所廣島工場の解雇 五月廿六日軍縮に伴ふ事業縮少のため、第一回として職工一六九名解雇し、七月十四日臨時傭入職工九五名(内女工五名)を解雇した。

10 日東製鋼會社の解散と解雇 神奈川縣川崎在御幸村日東製鋼會社(資本金二八〇萬圓)は事業不振のため、事業一切を八幡製鐵所に譲渡の上解散し、全職工百七十餘名は之を來る十五日限り解雇の旨九月六日發表。

11 尾小屋鑛山の精鍊工の解雇 石川縣能美郡、九月末精鍊職工四七〇名解雇。

1 大阪電燈會社の解雇 大阪市北區中の島

更に大阪並に尻崎の兩伸銅所に於て、解雇手當その他のを公表して退職を勧誘した。之れに對し

て職工側(特に伸銅工組合)は、會社が冗員數を公表すべきこと、又今退職を希望せざる者は他に轉職の見込少き者なるが故に第二次の解雇に際しては是等の者に日給三百日分を支給すべきこと等の要求を提出したが、會社は之れを容れず、廿四日全工場を閉鎖し同日午後四時までの退職希望者六百人を解雇することとなつた。

其他強制解雇を加へて爭議明けの七月二日までに其數千二百名に達した。

町、七月十五日、六〇名解雇。

3 東京電氣株式會社の解雇 神奈川縣川崎

町、九月十三日職工五八名解雇。

鑛業

1 中島炭坑の解雇 福岡縣田川郡大任村中

鳥鑛業株式會社、昨年末三十日全坑夫七百十六

名に閉坑の旨を告げ、三十一日百五十三名、一

月一日百三十七名、一月二日百八十五名、一月

三日百四十七名、それより退坑。殘部は直ちに

炭坑引拂工事に從ひ、二月中旬を以て閉鎖する

こととなつた。

2 岩瀬炭坑の解雇 福岡縣田川郡添田町藏

内鑛業株式會社、四月廿七日、全勞働者（九一

名）に對し五月十一日限り事業中止の爲め解

雇旨發表。

交通業

1 日本郵船會社の解雇 四月、因幡丸信濃

丸等七隻の乗組員百七十餘名解雇。

2 阪神間の船員の失業 六月頃阪神間には

海運不況のため船員の失業者多く、大阪に四〇

四名・神戸に一、〇九一名、合計一、四九五名に

及ぶ。

3 京成電車會社の工夫解雇 七月五日、車

輛、保線、軌道の工夫五〇名に對し解雇 手當廿

日宛を支給の上解雇。

4 阪神電車の從業員解雇 七月二十七日、

罷業闘の幹部一七名を解雇。

第一 對失業運動

失業の事實、前節に述べたるが如くなる
が故に、勞働者の對失業運動は當然起り来るべき理由がある。斯くて隨所に其の發現

を見たのであるが、經濟界全般の不況は勞働をして内省的ならしめ、且つ勞働組合の十分に發達しるざる我國に於ては、對失業

問題てふ如き問題は極めて勝手悪き問題たらざるを得ずして、其の爲めの運動が大會と決議と宣言と陳情とより以外に一步も出づる能はざる狀態にあることは止むを得ざる事であると云はねばなるまい。今左に大正十一年度に於て行はれた對失業運動の著しきものを選んで、此の傾向を窺ふ一端と

一 軍備縮小による官業勞働者の對失業運動

1 官業勞働總同盟大會

全國の官業勞働總同盟は大阪中央公會堂に大正十年十二月十一日より大會を開いたが、第二日目には滿場一致次の決議を可決した。

失業手當最低日收の二ヶ年分を支給すること但し勤續手數其他に對する累進率は政府に一任すること

本項は吾等幾万の失業職工の死活に關する重要事項なるを以て特に之が貫徹を期す

2 吳工廠職工有志大會

吳海軍工廠職工は大正十年十一月十四日 吳座に失業問題演説會を開き、左の宣言及び決議を爲した。

宣 言

軍備縮小の聲は世界に瀕臺して華盛頓會議は帝國海軍を英米の六割に制限した隨つて海軍職工に多數の失業者を出す事は否定し難い茲に於てか我等の同僚中早晚解職の運命に見舞はるゝ者を坐視するに忍びず正當にして最も穩健なる手段に懇へ失業者救濟の方法を確立せんことを要求し左の決議を實行することを宣言す

大正十年十二月十四日

吳海軍職工有志大會

決 議

- 一 海軍縮小に依る解職工には現在の日給一ヶ月分を最低限度とし勤續年限及年齢を考慮し夫々支給せらるべき事を要求す
- 二 實行委員若干名を薦舉し前項の目的貫徹を期せしむ
- 三 實行委員は第四十五議會に請願し並に海軍省及び艦政本部其他適當と認むる各方面に運動することを要す
- 四 實行上必要な経費は有志者の寄附金にて之れを支辨する事 右決議す

大正十年十二月十四日

吳海軍職工有志大會

- 一 決議
- 二 決議
- 三 決議
- 四 決議
- 五 決議

二 日本労働聯盟 四名 向上會 十一名

失業問題

尙ほ翌十五日にも引續き演説會を開き、前日の決議に基き實行委員を設け、其後議會請願其他の運動に着手し、請願書を作成して職工の調印を求むべく市内數ヶ所に受付所を指定して、愈々實行に移つた。手段が穩健なので市民の寄附などもあつた。

越えて本年一月八日には正午より吳座に於て大阪より來れる賀川豊彦氏其他向上會の幹部を迎へて演説會が開かれ、夜はまた春日座で失業問題に關する演説會が開かれた。當日は日曜にも拘らず工廠は職工全部を出勤せしめ、警戒を厳にしたが極めて盛會であつた。

一月十五日示威運動を行ひ左の決議を爲

威運動

決議

- 一 軍縮に因り失業者に對し救濟法を講ずる事具體案は海軍案の意見を參照し大會委員に於て共同立案する事
- 二 生産的產業を新興する事
- 三 道路其他の公益的土木工事の増進
- 四 勞働保險の實施
- 五 國民教育の充實

5 第三回官業勞働者大會

- 一 吾々労働者は國際戰爭の絶滅を期する意味に於て軍備制限には反対するものにあらず
- 二 軍備制限によつて失業者を續出せしめ吾加團體は、

二月九、十、十一日東京に於て開かる。參

吾労働者をして更に大なる生活不安の脅威に面せしめたる全責任は擧げて支配階級にあり

三 吾々労働階級はその獨自の力により當面の問題解決に對し最善の努力を致さん事を期す

五月、右決議文を東京の各要所に於て撤布したが、豫告された示威運動は見合はせた。

五月、右決議文を東京の各要所に於て撤布したが、豫告された示威運動は見合はせた。

小石川勞動會 四名
交通勞動組合 二名
八幡同志會 二名

○現業員組合に関する件（委員附托）
兵數十名を加へて約三百を算す。

す
第三日二月十一日示威運動、護國寺

第一日 二月九日正午開會后五時閉會

は參加せしめず、大會後官業勞働總同盟に加
盟せしめ來年度大會より參加せしむる事

より飛鳥山。

開會男頭　日本勞働聯盟安達理事より、同
聯盟横須賀支部代表委員五名の不參加を報

一時議事を中止せるが決議の如く妥協成り復席す。

陳情する所があつた。其後横須賀、八幡、名

『壓迫甚しく國葬の日突然出勤と變更し

○失業手當二年分以上支給の件——大會の決議
として毎、農、漁三省方間失業手當支給の事項

1

- 委員の資格を審査する件——議場騒然大沸騰
を來した後否決

○東京砲兵工~~業~~現業員組合を大會に參加せしむ
べきや——委員附托

右を以て第一日の日程を終り、晩餐會に
移り、懇談を交へ卓上演說と勞働歌に氣勢
を掲げて八時散會したが、この日小石川勞
働會の安達、横田に對し日本勞働聯盟の芳
川三氏の間の確執反目は議場沸騰の底流を
なし、議事形式に拘泥し容易に進行せず。

第二日 二月十日午前十時開會、午後五
時閉會、會場第一日と同じ、傍聽者刑事憲

- 出したる場合は總同盟に於て救濟する件
満場一致可決

○ 勞働問題に無理解なる海軍當局の反省を促すこと
一、海軍工廠八萬の勞働者に自由を與へ
全國勞働者の伍班に列せしむる様當局者を問
責することに満場一致可決

○ 次會を九州八幡にて開催の件 可決

○ 最低賃銀決定の件 可決

○ 轉職手當一年分以上支給の件 可決

○ 緊急動議
一、若し失業手當を支給しなかつた
場合官業總同盟で同盟罷業斷行の件

提案者交通勞働組合中西伊之助氏「實彈主義」
を主張したるに對し、向上會、八幡同志會極
力反対し、罵業の決議を避けんとし、議論喧嘩
を極めたる結果六票對十七票にて否決さる。
小石川勞働會は動議保留說を出したが撤回

6 官業勞働者の全國的示威

三月二十一日、東京、横須賀、名古屋、大阪、呉、小倉、八幡に於て一齊に示威運動を行ふ。先に官業勞働者大會の決議を以て當局に迫り、政府は加藤全權の歸朝を口實として回答を留保せる態となつてゐた爲め、今回加藤全權の歸朝を機とし運動の再燃を見たのである。

全國に亘つて決議した處は左の如くである。

一 政府は軍縮に因る失業者の救濟具體案を
速かに發表すべし

一 政府は時代遅れの陸軍職工規則を速かに
改正すべし

然し乍ら大阪、八幡、名古屋を除いては

殆ど示威運動の態を爲さなかつた。殊に東京では豫期に反して居た。

示威運動後各地より代表者上京し、當局に迫つたが、不得要領に終つた。

7 官業労働者の對失業陳情

日本労働聯盟、小石川労働會、公勞會、大坂向上會、名古屋向上會、吳工廠等の代表者より官業労働者臨時大會第二日は十二月十八日東京小石川戸崎町の小石川労働會本部に於て開催され、出席者五二名で、左の事項を陸軍大臣に陳情することになつた。

一 失業者に對し二ヶ年分の日收を支給する事

- 一 今後の失業者には二ヶ月前に豫告と同時に二ヶ月分の日收を支給する事
- 一 残留者に對しては日收二圓以上は三十錢二圓以下は四十錢増給の事
- 一 失業者手當以外に勤務手當を支給する事

二 其他の労働者の對失業運動

1 日本労働總同盟の關東労

働同盟會の組織

右總同盟に加入せる東京横濱地方の十八労働組合の幹部三十餘名は大正十年十二月

2 横濱造船工組合主催軍縮

印刷せる四萬枚のビラを、東京市の内外十數ヶ所の混雜地で散布した。

失業對策職工大會

十三日本部に會合し、協議の結果、總同盟關東労働同盟會を組織することとなり、次で關東労働同盟會として軍備縮少並に失業問題に關し左の決議を爲し、其趣旨貫徹の爲め演説會其他示威運動を爲すこととなつた。

十三日本部に會合し、協議の結果、總同盟關東労働同盟會を組織することとなり、次で關東労働同盟會として軍備縮少並に失業問題に關し左の決議を爲し、且つ解雇條件を申合せ五名の交渉委員を擧げ同日午後二時横濱船渠會社の重役を訪ひ交渉したが、満足的回答を得られなかつた。

3 關西失業者大會

關西に於ける失業者は十一月二日夜大阪天王寺公會堂に於て、野武士組の主催の下に大會を開いて次の如き宣言及び決議を可決した。

宣 言

失業の不安漸く其極に達し、吾々労働者は生命の保障をさへ奪はれんとしつゝある。而も政府に何等の施設なく資本家に何等の誠意もない生計の安定を保障すべきものとす

六 以上の事項を貫徹せんが爲め労働階級は其獨自の力を以て最善の努力を爲すものとする

吾々失業者は自らの體験に依つて、失業の慘苦が資本主義の害悪と共に長いことを知つてゐる。吾々は慈善を欲しない。吾々は労働の威力を以て資本主義の牙城を覆し、其廢墟に失業なき世界の殿堂を建設せんとするものである。

けれども、今現實に餓死せんとする失業者の大群を前にして、之が生命の保證の緊急事なるに鑑み、本大會は左の四項を決議し、以て政府と資本家とに向ひ、其遂行を監視するものであ

富石福宮長岐滋山靜愛三茨柄群長兵神大京東北

愛香德

府

奈海

大島川辺

失業問題

山川井城野早賀梨岡知重城木馬崎唐川坂都京道

四

八
自大正十一年三月職業紹介所各府縣別成績表
至同

長岐滋山靜愛三柄茨群長兵神大京東北

府

福愛香和廣岡

合

奈 海

歌

日本勞動年鑑

合

縣

計岡媛川山鳥

野阜賀梨岡知重木城馬崎庫川阪都京道

二、一空一六四七

一、空一六四七

六、六六七四

二、九七三亮堯西六

二、九七三亮堯西六

九、五三九光堯全

一、三西九光堯全

七、零八一合共光一

四、零五充吳八三

八、四八七六吳光八

三、七一三三

三、元四一六

三、元四一六

三、三二一六

三、元四一六

四、九五三三

三、三三

男

女

計

男

女

計

男

女

計

男

女

計

三、九七三亮堯西六

三、七三三亮堯西六

三、七三三亮堯西六

三、七三三亮堯西六

三、七三三亮堯西六

三、七三三亮堯西六

三、三二一六

三、三二一六

三、三二一六

三、三二一六

二、自大正十一年四月職業紹介所各府縣別成績
至同六月

大正十一年四月職業紹介所各府縣別成績

至同六月

一一〇

失業問題

自大正十一年四月職業紹介所業態別成績表
至同六月

業態別	求人數		求職者數		就職者數	
	男	女	男	女	男	女
工農水通業	三、三五〇	四、六四〇	三、三三〇	一、一二五	三五、三三〇	七五〇
及鑛業	八、二三〇	八、一七〇	四、九三〇	二、二	四、〇六七	九
木建業	三、二八〇	一、一五〇	二、〇六〇	三、七	二、九四〇	一〇、〇三三
築業	五、五五〇	一、一七〇	三、五七〇	三、七	二、九二〇	二五二
林業	五、五五〇	一、一七〇	五、五五〇	三	二、九一〇	二五二
業	一、一五〇	一、一七〇	一、一七〇	一	一	一
輸業	五、五五〇	一、一七〇	五、五五〇	一	一	一
業	一、一五〇	一、一七〇	一、一七〇	一	一	一
計	三、三五〇	四、六四〇	三、三三〇	一、一二五	三五、三三〇	七五〇

ト 大正十一年中公益職業紹介

所成績概要

中央職業紹介所發表に依れば、全國公益職業紹介所に於ける大正十一年度の職業紹介成績並びに前年度比較は

求人數	十一年		比較増	
	男	女	男	女
求職數	四〇、七三九	一三、六七五	三〇、八六四	一〇、六五七
就職數	二九、九六三	一四、四八四	一九、九六三	一三、五三八
紹介數	二四〇、五五七	一四八、六五八	一九〇、五五七	一三、五三八

であつて、何れも多大の増加を示し、九月の如きは求人數五萬千六百七十人、求職者數四萬九千八百三十二人、就職者數二萬千四百十八人紹介件數三萬六千七十六件といふ過去に於ける

尙本年度に於ける特長は、求人條件の質的低

果に依つたものであつて、本年後半期の如きは求職者數の異常の増加を見、各紹介所は其處理に多大の困難を見た。

土木建築を除くほか、休業或は縮小するもの續整理期を脱せず、紡織食料品關係の工業並びに基く軍備制限が實行期に入り、關係産業の造船及鐵工業中より集團的解雇者を出すと同時に、海軍直屬の各工廠職工をも多數解雇したが、之等被解雇者の歸農する者は比較的少く、大部分は都會に止まり、職業紹介所を通じ求職した結果に依つたものであつて、本年後半期の如きは

であつて、何れも増加を示してゐるが、右は日傭労働紹介と直接關係ある土木建築業が他の諸事業に比し比較的盛況であつて、相當の需要力を示した結果に依るものであるが、本年後半期

下であつて、勞働賃銀の減額のみならず、雇傭條件中に求職者に種々不利な條件を附したもののが多數あつたことである。

尙日傭労働者の十一年度に於ける職業取扱い成績並に前年比較は

求人數	十一年		比較増	
	男	女	男	女
求職數	三六、二七三	二〇、八六四	三二、九一〇	一三、五三七
紹介數	三七、六七七	二三、二五七	三八、二四七	一三、五三七

であつて、何れも増加を示してゐるが、右は日傭労働紹介と直接關係ある土木建築業が他の諸事業に比し比較的盛況であつて、相當の需要力を示した結果に依るものであるが、本年後半期

のぎ求職者の超過を示した。

2 全國公益職業紹介所事

務打合會

昨年七月一日より實施された職業紹介法（本年鑑大正十一年版一一八頁参照）により確定を見た公益職業紹介所は、種々事業の遂行上、事務の打合せを必要とし、六月十九、二十の兩日に涉り、全國公益職業紹介所事務打合會を東京丸ノ内私立衛生會館に開催し、各地職業紹介所並に協調會其他よりの出席者七五名を算した。

而して劈頭、田子社會局長より左の注意事項を述べる所あり

注意事項

一 職業紹介所の利用普及に關する件
職業紹介所は常に一般の利用を宣傳鼓吹し求人者と聯絡を圖り廣く求職者ある時は之が求職に遺憾ながらしむるは勿論成るべく求人者の希望と求職者の技能及び希望を考察し的確なる紹介を爲す事に留意し實績を擧ぐる事に努められんことを望む

一 職業紹介事業の聯絡統一に關する件
職業紹介事業は成るべく廣汎なる地域に亘り各職業紹介所相互の聯絡を圖るにあらざれば其の機能を十分に發揮せしむること能はざる

べし、各紹介所と財團法人協調會中央職業紹介局との聯絡は勿論一市區又は一道府縣内其他地方に於ける紹介所相互の聯絡に就ても遺憾なきを期せられたし

一 勞務需給狀況調查に關する件

職業紹介所に於ては常に其の地方に於ける勞働需給の狀況を調査し相互に其の情報を交換するは職業紹介上頗る有益なりと認むるを以て職業紹介法施行規則第七條の規定を總行せられんことを望む

二 勞務需給狀況調查に關する件

職業紹介所に於ては常に其の地方に於ける勞働需給の狀況を調査し相互に其の情報を交換するは職業紹介上頗る有益なりと認むるを以て職業紹介法施行規則第七條の規定を總行せられんことを望む

二 職業紹介法第七條に依る地方紹介事務局及第八條に依る中央及地方に顧問委員會を速に設けらるゝこと

三 官營及公營の事業に對し公益職業紹介所

を利用するの方策を講ずること

四 電信電話料金の輕減及鐵道運賃の割引を

講ずること

五 職業紹介所從業員の地位の向上並保障の途を講ずること

六 公益職業紹介所の建札建設に付市區町村當局及警察官署の諒解を求むること

七 職工及人夫募集取締規則に付相當の考慮をなすこと

乙 職業紹介法施行規則第八條及第九條に依る

當時の連絡事務に就ては尙慎重の研究を要するものありと認む

八 職業紹介法施行規則第八條及第九條に依る

當時の連絡事務に就ては尙慎重の研究を要するものありと認む

九 職業紹介法施行規則第八條及第九條に依る

當時の連絡事務に就ては尙慎重の研究を要するものありと認む

答申案

一 職業の需給調節を圓滑ならしむる方法如何

何に對し左の答申案を可決した。

甲 職業紹介法實施後に於ける紹介所の成績は大體に於て良好にして其の利用率も亦求人求職共に著しく増加し且つ就職者數も漸次増加の傾向を示しつゝあり、尙紹介所の機能を發揮せしむる爲めには政府は速に左の措置を執られんことを望む

一 营利又は有料職業紹介者に對する取締規程を速に發布し(1)營利業者をして「職業紹介所」又は之に類似する名稱を使用することを禁止し(2)營利紹介業の新設を禁じ(3)將來營利紹介業を禁止するの方針を執

協議事項

一 職業紹介事業の聯絡統一に關する株式制定の可否如何(東京府職業紹介所提出)

二 鮮人労働者紹介上特に取るべき手段如何(門司職業紹介所提出)

三 親権者の承認なき未成年者に對する紹介は如何に取扱ふべきや（横濱市富士見町職業紹介所提出）

に就き協議したる結果、一に就きては多少考慮の餘地ありとし、二及び三に就きては内務省及協調會に於て宿題として調査することとなつた。

3 各地職業紹介所協議會

八月には長崎縣主催職業紹介所事務打合會、廣島縣社會協會主催關西聯合職業紹介所協議會が催され、九月には東京府職業紹介所主催失業對策協議會が開かれた。

4 横濱市の職業紹介所宣傳ビラ撒布

横濱市社會課にては、六月中旬、職業紹介宣傳ビラ五萬枚を小學兒童に配布して家庭にて傳へしむると同時に、十萬枚を三臺の自動車にて市中に散布し、求人開拓に務めた。其の結果は幾分の求人申込が増加したとの事である。

二 新しき失業對策及び對失業施設

一 政府の失業對策

失業問題に對し政府はそれが對策に焦慮し、二月には已に遞信省は第二回國際勞動總會に於て採擇された條約案及び勸告により海員の失業防止並に職業紹介に關する事項且つ近來海運業の不振の爲めに生ずる失業者の增加救濟の必要より船員職業紹介法案の立案を急ぎつゝありと報ぜられ、やがて第四十五議會に提出して、無事兩院を通過し、十一月十八日發布を見た（第二十一編『勞動立法』中参照）三月三十一日には失業救濟に關し關係各省（内務、大藏、陸軍、海軍、農商務、遞信、國勢院）の第二回打合會を開き、海軍省は四月廿八日より軍縮による造船職工失業善後策として海軍工廠長會議を開し、七月に入つては十日内務省に社會事業事務打合會を開いて失業對策意見を協議し、水野内相は各府縣に對して失業救濟に關する通牒を發した。而して八月二十一日には又内務省に失業問題對策打合會（秘密會）を開いたが、同二十二日の閣議には遞信大臣より失業者救濟の一策として優秀船建造の議が提出されたと傳へられてゐる

かくて十一月三日に至り軍縮整理又は行政整理に伴ふ退職者の特別賜金に關する勅令の發行を見、即日施行されることとなつた而して新社會局の成るや、從來協調會に委託された中央職業紹介所の中央機關は之を社會局に引き取ることとなり、將來此の方面にも力を注ぐ計畫である。今、大正十一年度に於て政府が行つた失業對策の中主なるものを選んで、其の經過を抽録しよう。

1 社會事業事務打合會の失業對策

社會事業事務打合會は、七月十日内務省會議室に於て開催。各府縣の社會課長、地方課長、及び庶務課長等五十三名、並に内務省からは田子社會局長、石川、大野兩社會課長其他出席。豫て發表せる諮問事項の協議を爲したが、其諮問事項の一には次の如き失業對策に關するものがある。

- 一 失業保護に關する施設の狀況及び今後施設實行すべき事項に關する意見如何

之れに對し、（一）職業紹介所を完備する

こと、(一)海外移植を計るべきこと、(二)歸農せる失業者を保護すべきこと等の意見があつたが、結局失業保険制度を作るべきことに大體意見の一一致を見た。

2 内務省の失業対策打合

會

失業対策打合會は、八月廿一日内相官邸に開催。出會者は、内務省側よりは水野内相、川村次官、塚本地方局長、田子社會局長、及び石川社會局第一課長、農商務省側よりは鶴見商務局長、長光農務局長、大藏省側よりは小野理財局長、赤池拓殖局長等就いて協議の結果、結局社會局に於て當日の各意見を參照の上更に具體案を作製することに申合せ、次回は具體案の作製を俟つて開會することとなつた。

社會局は八月末漸く右具體案を得たが、それは裏に海軍省と協定した退職支給金標準率を別として大要左の方法に據るものである。

一 現在の職業紹介法に基く職業紹介所の連絡

ふ決論に達した。

統一を計ること

二 海外(主としてアラジル)及内地(主として北海道樺太)移民を奨励すること(明年度の豫算に約四十萬圓要求)

三 現在内務省と農商務省との間に分れたる失業の調査を統一して一つの機關を設置すること(約十萬圓要求)

3 水野内相の失業救済に關する通牒

四 公共事業を起すこと

右の内職業紹介所は現在全國に亘つて市營一〇三個所(計畫中の東京二個を含すれば一〇五)であるが、現在未設地たる

旭川、室蘭、釧路、八王寺、姫路、明石、新潟、高田、長岡、高崎、千葉、奈良、津、岡崎、一ノ宮、静岡、岐阜、福島、若松、盛岡

青森、弘前、山形、米澤、秋田、高岡、鳥取、久留米、小倉、大牟田、八幡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、那覇、首里、大垣、松江、廣島、下關、宇部、高松、高知、福岡

二 公共團體の對策

各地の公共團體に於ても、夫々對策及び施設を行つたのである。例へば吳市にては工業會社設立の計畫ありと傳へられ、十月には身上相談のビラ撒きを行ひ、大阪市社會部にては求人捜査係を新設し、東京市にては勞働市場設置計畫を報じてゐる。かくて十月末日に至り東京府社會事業協會は會合を催して對策を討議し、一時に四千餘名の失業者を生じたる吳海軍工廠の解雇につ

失業保険制度は豫備設備不備のため、其制定は目前の問題としては困難であると云

一日より聯合職業紹介所を設けて當面の問題に對する

題に對したのである。

東京府社會事業協會の建議

十月卅一日府立商工獎勵館に職業紹介分科會を開き、東京、大阪、靜岡の三ヶ所に職業紹介事務局設置の件を政府に建議することに決した。

二 政黨の對策

1 憲政會の對軍縮失業決議

大正十年十二月二十日同會は本部に於て軍備縮少の影響善後策に關する特別委員會を開き、差當り次の如き決議を爲した。

決議

政府は軍備縮少の結果に伴ふ失業發生の防止に努め失業者に對しては速かに有効適切なる救濟方法を講じ以て一般の安定を期すべし

2 衆議院各派の對軍縮失業建議案

政友會、憲政會、國民黨、庚申俱樂部、無所屬の各派代表者は左の建議案を一月一日の衆議院に提出した。

軍備縮小に基因して生すべき失業勞働者の衆議院に提出した。

後に關する建議案

政府は軍備縮小に基因して生すべき失業勞働者に對する善後の措置につき適當の方法を講ぜられんことを望む

右建議す

理由

軍備縮小の實現に伴いて必至の運命として遭逢すべきは幾多失業勞働者を見るに至るべき事實なり外は國際的大業の實現に努力すると共に内は之等の犠牲者に對し豫め善後の對策を講究して生活上の安定を得せしむることは蓋し帝國刻下の急務なりと信ず之れ本提案の所以なり

3 憲政會の失業保險法案

提出

憲政會は第四十五議會へ左の如き失業保險法案を提出した。

失業保險法案

第一條 政府ハ勅令ヲ以テ指定スル事業ノ經營ニ當ル傭主及ビ職工ヲシテ一定ノ地域ニ依リ失業保險組合ヲ設ケシムルコトヲ得
前項ノ組合成立シタルトキハ當該地域内ニ於ケル傭主及ビ職工ハ組合ニ加入スルコトヲ要ス
政府ハ一地域内ニ數箇ノ組合ヲ設立セシムルコトヲ得
第一項ノ地域及ビ事業ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第一項ニ依リ勅令ヲ以テ指定セラレタル事業

二從事スル職業ハ之ヲ保險職業トス

第二條 失業保險ニ於テハ失業保險組合が職工ノ失業ニ關シ保險給付ヲ爲シ之が對價トシテ國家、傭主、及被保險者ヨリ保險料ヲ徵收スルモノトス

第三條 失業保險ノ保險給付及ビ保險料ハ被保險者ノ基本給料ニ依リ之ヲ量定ス

第四條 被保險者ノ基本給料ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但被保險者ノ負擔スペキ保險料ノ額ハ基本給料ノ千分ノ十五ヲ超エルコトヲ得ズ

第五條 失業保險ニ關スル爭議事項ハ司法裁判所ノ管轄トス

第六條 失業保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ

保険給付ハ租稅其ノ他ノ公課ノ目的トナスコトヲ得ズ

第七條 失業保險ニ關スル郵便物ハ命令ノ定ムル所ニ依リ無料トナスコトヲ得

第八條 傭主ヨリ報償ヲ受ケテ指定セラレタル事業ニ從事スル左記ノ者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業ノトキヨリ失業保險ノ被保險者タルモノトス

二 事業員及技術員
公吏及官公署雇員、傭人其ノ他國家又ハ公共團體ノ業務ニ從事スル者ニ付テハ國家又ハ公共團體ヲ以テ傭主ト看做ス
傭主ヨリ受クル報償ハ俸給又ハ給料ノ外被保險者が其ノ代用トシテ受クル利益配當、現品

給與其ノ他ノ給與ヲ總稱ス

前項ニ關シ必要ナル事業ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 左ノ各號ニ該當スル者ハ組合ニ加入スルコトヲ得ズ

一、年令十六年以下ノ者及見習職工

二、年令六十年以上ノ者

第十條 第八條第一項第二號ニ掲ゲタル者ニ於テハ其ノ受クル報償ガ一年ノ所得額千二百圓以下ナルコトヲ要ス

第十一條 被保險者が任意及保險職業ヲ去リタルトキ又ハ前條ノ制限ヲ超過スル報償ヲ受クルニ至リタルトキハ被保險者タルノ資格ヲ失フ

第十二條 被保險者タルベキ義務アル者ノ從事ノ開始又ハ終了取得ノ變更其他失業保險ニ關シ必要ナル事項ハ命令ノ定ムル所ニ依リ備主ヨリ組合ニ報告スペシ

第三章 失業保險組合

第十三條 政府が失業保險組合ノ設立ヲ命ジタル場合ニ於テハ關係者ハ規約ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十四條 失業保險組合ハ法人トス

第十五條 組合成立シタルトキハ主務大臣ハ遲滞ナク組合設立ノ旨ヲ告示スルコトヲ要ス

ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十六條 規約ニハ左ニ掲ケル事項ヲ規定スルコトヲ要ス

一、組合ノ目的

失業問題

二、組合ノ地區

三、組合員ノ資格其ノ加入脱退ニ關スル規定

四、基本給料ノ等級

五、保險料ノ比率

六、保險料徵收ノ方法

七、保險給付、支給ノ方法

八、組合ノ役員、會議ニ關スル規定

九、其ノ他勅令ヲ以テ定メラレタル

第十七條 組合業務ノ管理ハ政府、儲主被保險者各同數ノ理事ヲ選任シ之ヲ爲スモノトス

理事長ハ政府選任ノ理事ノ内ヨリ主務大臣之ヲ指命ス

第十八條 主務大臣ハ何時ニテモ組合ノ事業ニ關スル報告ヲ徵シ、事業ニ付認可ヲ受ケシメ

事業及ビ財產ノ狀況ヲ検査シ規約ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十九條 組合ノ役員ニ故障アルトキ又ハ組合ノ役員其ノ執行スペキ職務ヲ執行セザルトキハ監督官廳ハ管理又ハ選任シタル者ヲシテ其ノ職務ヲ管掌セシムルコトヲ得但シ其ノ費用ハ組合ノ負擔トス

第二十條 組合ノ事業若クハ組合財產ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ又ハ組合ノ決議若クハ組合ノ行爲ニシテ法令主務大臣ノ命令若クハ規約ニ違反シ又ハ組合ハ其ノ告示アル迄其ノ成立ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十一條 規約ニハ左ニ掲ケル事項ヲ規定スルコトヲ要ス

一、組合ノ目的

二、組合ノ地區

三、組合ノ解散

第二十一條 前條ニ依リ解散セラレタル組合ノ權利義務ハ政府之ヲ承繼ス

前項ニ依リ政府が承繼シタル場合ニ關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 組合ノ設立、廢止、分合及ビ之ニ要スル要件、手續並組合加入ノ要件、手續其ノ他組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 被保險者其ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ依リ保險職業ヲ去リタルトキハ組合ヨリ保險給付ヲ受クルコトヲ得

第二十四條 保險給付ノ支給ハ失業後第十六日目ヨリ開始シ、開始後一年ヲ以テ終了ス

第二十五條 保險給付ノ額ハ被保險者失業當時ノ基本給料ノ二分ノ一乃至三分ノ二ノ範圍ニ於テ勅令ニ依リ之ヲ定ム

第二十六條 組合ハ前條ノ給付ニ代ヘ住宅其ノ他現品ヲ貸與シ又ハ給付スルコトヲ得

第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ保險給付ヲ爲サズ

一、疾病保險法、工場法、又ハ鐵業法ニヨリ保険給付又ハ援助ヲ受クル期間

二、陸海軍ニ召集セラレタル者

三、自己ノ便宜ニヨリ保險職業ヲ去リタル者

四、不當ナ勞働爭議ニ加ハリ因テ失業シタル者

者

- 五、禁固以上ノ刑ニ處セラレ依テ刑ノ執行ヲ受クルニ至リタル者
- 六、本法施行地外ニ其ノ住所ヲ移シタルトキ
- 七、公費ノ補助ヲ受クルニ至リタルトキ
- 八、感化院ニ收容セラレタルトキ
- 第二十八條 失業シタル被保險者ニシテ本人ノ技能ニ適當シタル職業ヲ紹介セラレ之レヲ拒否シタル者ニ對シテハ組合ハ保險給付ヲ停止スルコトヲ得
- 第二十九條 季節勞働ニ從事スル職工ニアリテハ季節失業ハ失業ト看做サズ
- 第三十條 保險給付ヲ受クベキモノ二年間請求ヲ爲サザルトキハ請求權ハ時效ニヨリテ消滅ス
- 第三十一條 保險給付ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ノ申請ニ依リ組合之ヲ決定ス
- 第三十二條 保險給付ノ請求權ハ之ヲ譲渡スコトヲ得ズ
- 第三十三條 保險給付ノ請求權ハ之ヲ差押ヘルコトヲ得ズ
- 第三十四條 失業ニ關スル事故發生シタルトキハ儲主ハ組合ノ定ムル所ニ依リ組合ニ報告スベシ
- 第五章 保險料
- 第三十五條 保險料ハ國庫儲主及被保險者ノ三分ノ一ヲ負擔ス
- 第三十六條 被保險者が報償ヲ受ケザルニ至リタルトキハ保險料ヲ徵收セズ
- 第三十七條 儲主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ自己ノ負擔タルベキ保險料額ト共ニ其ノ使用スル
- 被保險者ノ負擔タルベキ保險料額ヲ拂込ムベシ
- 第三十八條 前條ニ依リ儲主ノ拂込ミタル被保險者ノ負擔タルベキ保險料額ハ被保險者ノ受クベキ報償ノ中ヨリ控除スベキモノトス
- 第三十九條 被保險者ガ同時ニ二箇以上ノ勞務關係ナ有スルトキハ各儲主ハ其保險料ニ付連帶シテ其責ニ任ズ
- 第四十條 組合ハ保險料ノ滯納者ニ對シ市町村又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ國稅徵收ノ例ニ依ツテ之ヲ徵收セシムルコトヲ得但シ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ交付スルコトヲ要ス
- 第四十一條 前條ノ徵收金ハ市町村又ハ之ニ準ズベキモノ、徵收金ニ次ギ先取特權ヲ有シ其追徵還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル
- 第六章 監督
- 第四十二條 組合ハ必要ト認メタルトキ被保險者ナシテ組合事務所々在地市町村役場又ハ職業紹介所ニ出頭セシムルコトヲ得
- 第四十三條 組合ハ検査員ヲシテ儲主ノ事務所工場其他附屬建設物及被保險者ノ住居其他所在ノ場所ニ臨ミ必要ナル調査ヲ爲サシムルコトヲ得
- 第八章 審議機關
- 第四十八條 失業保險ニ關シ重要ナル事項ヲ審議セシムル爲失業委員會ヲ置ク
- 第四十九條 本法ニ基キ發スル命令ハ失業委員會ノ審議ヲ經ルコトヲ要ス
- 第五十條 失業保險委員會ハ政府、儲主及被保險者並學識經驗アル者ノ中ヨリ政府ニ於テ委員ヲ命ジ之ヲ組織ス
- 第七章 貸付及割戻
- 第四十四條 組合ハ業務遂行ノ爲必要ナリト認ムルコトヲ得
- 第四十五條 組合ガ其責任準備金及各種積立金ヲ以テ保險給付ノ支出ニ應ズルコト能ザル場
- 第五十一條 失業保險ニ關スル爭議事項ヲ審査裁定セシムル爲失業保險審査會ヲ置ク
- 失業保險審査會ノ審査ニ付スペキ事項ハ本法ニ定ムルモノ、外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

失業保険審査ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十二條 失業保険ニ關シ民事訴訟ヲ提起セントスルモノハ失業保険審査會ノ審査ヲ經ル事ヲ要ス

前項ノ審査ヲ受ケタル後一箇月ヲ経過シタルトキハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ズ

第五十三條 前條ノ審査ノ請求ハ時效ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第十章 罰則

第五十四條 正當ノ理由ナクシテ臨場検査員ノ臨場調査ヲ拒ミ若クハ之ヲ妨ゲ又ハ其訊問ニ對シ虚偽ノ答辯ヲ爲シ若クハ答辯ヲ爲サザル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十五條 正當ノ理由ナクシテ被保險者ニ關スル調査ノ提出ヲ拒ミタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十六條 本法ノ保險給付ヲ受クル目的ヲ以テ故意ニ不實ノ告知又ハ陳述ヲ爲シタル者ハ六箇月以下ノ懲役ニ處ス

第五十七條 備主が故意ニ被保險者ノ負擔タルベキ保險料額以上ノ金額ヲ支拂ハルベキ給料中ヨリ控除シタルトキハ三箇月以下ノ懲役ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
保險給付、保險料、割戻其他失業保険ニ關シ必要ナル事項ハ本法ニ定ムルモノ、外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

四 私人又は私團體失業施設 てゐる。

私團體も亦、この問題に對して考慮し、三月に於ては已に工業聯合會は軍縮に對する

決議を爲した。而して引き續いて左の如き對策及び施設が行はれたのである。

1 京都西陣織物同業組合

の失業救濟案

右同業組合は委員五十名を以て勞資調査會を組織し、五月十五日第一回總會を開き失業救濟案に就いても討議する所があつたけれども、結局纏まらず、十三名の委員に附託することとなつた。

2 鐘ヶ淵紡績會社の失業

て決定した主なる事項は次の如くである。

- (一)失業保護に關する件
- (二)職業紹介に關する件
- (三)海外移住に關する件
- (四)人事相談に關する件
- (五)失業調査に關する件
- (六)給付公債に關する件
- (七)引越し貨物輸送に關する件
- (八)旅行用具供給に關する件
- (九)不正不當行爲の取締に關する件

鐘ヶ淵紡績株式會社(社長武藤山治氏)は七月廿二日の定期總會に於て、後期繰越金千九十九十餘萬圓の中卅萬圓を支出して失業救濟基金とすることに決定した。その費途は尙ほ未定であるが、兵庫縣工業懇談會常任理事齋藤信吉氏が主となつて種々計畫中で先づ労働者の知識啓發を目的とする産業會館の設置と、授產工場の設立とが考慮され

3 吳失業保護協議會の設立

軍縮の結果、全國各海軍工廠及び造兵廠に於て十月十日一齊に約六千の職工が解雇

され、就中吳工廠に於ては最も多數の犠牲者を出したのであるが、之が對應策に就いて機宣の措置を講ずるため、吳海軍工廠、縣當局、市當局、吳警察署、吳憲兵分隊、財團法人協調會、社團法人吳造船同濟義會、吳商工會、吳驛等の關係者によつて、吳失業保護協議會なるもの組織され、失業保護に盡力することとなつた。而して本協議會に於